

京都市訓令甲第 31 号

庁 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成 19 年 3 月 30 日

京都市長 榊 本 頼 兼

別表環境局の款循環型社会推進部の項を次のように改める。

循環 型社 会推 進部	循環企 画課	京都市 環境保 全活動 センタ ーに勤 務する 職員	午前 8 時 50 分から午後 5 時 35 分まで	一般職 員に同 じ	一般職 員に同 じ	日曜日, 木曜日 (祝日法 による休 日に当た る場合 は、その 日後最初 に到来す る祝日法 による休 日でない 日)、祝日 法による 休日並び
----------------------	-----------	--	-------------------------------	-----------------	-----------------	---

					に1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
まち美化事務所	全 員	午前8時から午後4時45分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日（12月18日から翌年の1月14日までの期間にあっては、4週間を通じて8日）並びに1月1日から同月3日まで
生活環境美化	大型ごみの取	一般職員に同じ	一般職員に同じ	一般職員に同じ	日曜日及び土曜日

センタ ー	集の受 付業務 に従事 する職 員		じ	じ	(12月18 日から翌 年の1月 14日まで の期間に あつて は、4週 間を通じ て8日) 並びに1 月1日か ら同月3 日まで
	車両整 備業務 に従事 する職 員及び し尿収 集業務 に従事 する職 員	午前8時から午後4時45分 まで			
	その他 の職員	一般職員に同じ			日曜日、 4週間を 通じて4 日及び1 月1日か ら同月3 日まで

別表環境局の款適正処理施設部の項管理課の目を次のように改める。

施設管理課	北部クリーンセンターのうち環境局長が指定する施設に勤務する職員	交替に 午前8時45分から午後5時30分まで 午前10時から午後6時45分まで	一般職員に同じ	一般職員に同じ	月曜日 (祝日法による休日) に当た る場 合は、その 日後最初 に到来す る祝日法 による休 日でない 日)、4週 間を通じ て4日並 びに1月 1日から 同月3日 まで及び 12月29日 から同月 31日まで
	東部クリーンセンターのうち環境局長が指定する施設に勤務する職員	午前8時45分から午後5時30分まで			

別表文化市民局の款文化芸術都市推進室の項文化芸術企画課の目を削る。

別表保健福祉局の款保健衛生推進室の項京都市立京北病院の目を次のように改める。

京都市 立京北 病院	一般病棟に勤務する看護師、准看護師及び看護助手	交替に 午前7時45分から午後4時30分まで 午前8時30分から午後5時15分まで 午後1時から午後9時45分まで 午後4時30分から翌日の午前1時15分まで 午前0時30分から午前9時15分まで 午前7時45分から午前11時15分まで 午前8時30分から正午まで	午後4時30分までの勤務、午後5時15分までの勤務、午後9時45分までの勤務、午前1時15分までの勤務及び午前9時15分までの勤務については、45分	午後4時30分までの勤務、午後5時15分までの勤務、午後9時45分までの勤務、午前1時15分までの勤務及び午前9時15分までの勤務については、30分	4週間を通じて8日
	療養病棟に勤務する	交替に	午後5時15分	午後5時15分	

務する 看 護 師, 准 看護師 及び看 護助手	午前8時30分から午後5時 15分まで 午後4時30分から翌日の午 前9時30分まで	ま での 勤 務 に つ い て は 45 分 午 前 9 時 30 分 ま での 勤 務 に つ い て は 1 時 間	ま での 勤 務 に つ い て は 30 分 午 前 9 時 30 分 ま での 勤 務 に つ い て は 1 時 間
---	---	---	---

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局人事部給与課)